

北上市訓令第8号

市長部局

北上市少年センター補導規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月20日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市少年センター補導規程の一部を改正する訓令

北上市少年センター補導規程（平成3年北上市訓令第25号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">少年補導員証</th></tr></thead><tbody><tr><td>現住所</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>男・女 年 月 日生</td></tr><tr><td colspan="2">北上市少年センター少年補導員であることを証明する。</td></tr></tbody></table>	少年補導員証		現住所		氏名	男・女 年 月 日生	北上市少年センター少年補導員であることを証明する。		<p>様式第2号（第5条関係）</p> <p>（表）</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">少年補導員証</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 号</td><td></td></tr><tr><td>氏名</td><td>年 月 日生</td></tr><tr><td colspan="2">北上市少年センター少年補導員であることを証明する。</td></tr></tbody></table>	少年補導員証		第 号		氏名	年 月 日生	北上市少年センター少年補導員であることを証明する。	
少年補導員証																	
現住所																	
氏名	男・女 年 月 日生																
北上市少年センター少年補導員であることを証明する。																	
少年補導員証																	
第 号																	
氏名	年 月 日生																
北上市少年センター少年補導員であることを証明する。																	

年 月 日

北上市長 氏 名 印

[略]

年 月 日

北上市長 氏 名 印

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和5年9月20日から施行する。